

農業経営基盤の強化の促進に関する  
基本的な構想

令和5年9月  
南アルプス市

# 目 次

◎ 1	基本構想策定及び見直しの趣旨	
◎ 2	基本構想の性格と役割	
◎第 1	農業経営基盤の強化の促進に関する目標	1
◎第 2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事者の 態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な 農業経営の指標	4
◎第 2 の 2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事者の 態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もう とする青年等が目標とすべき農業経営の指標	4
◎第 3	第 2 及び第 2 の 2 に掲げる事項のほか、 農業を担う者の確保及び育成に関する事項	5
◎第 4	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の 利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ 総合的な利用に関する事項	6
◎第 5	農業経営基盤強化促進事業に関する事項	8
◎第 6	その他	12
◎別添 1		14

# 農業経営基盤の強化の促進に関する 基本的な構想

## 1 基本構想策定及び見直しの趣旨

平成5年8月に制定された農業経営基盤強化促進法においては、経営感覚に優れた効率的かつ安定的な経営体が、地域における農業生産の相当部分を担うような農業構造の確立を図り、農業経営基盤の強化を推進するための措置を総合的に講ずることとされている。このため、合併前の旧6町村においては、平成12年までに基本構想を策定。さらに合併後、平成17年度、平成22年度、平成26年度及び令和2年度に見直しを行い、農業経営基盤の強化のための各般の施策に取り組んできたところである。

今回は、令和5年4月施行の農業経営基盤強化促進法の一部改正に伴い、農業を担う者の確保及び育成を図るための体制の整備その他支援の実施に関する事項、農業の将来の在り方や農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標を構想に反映するとともに、農業情勢の変化を踏まえ、本市の構想の一部見直しを行い、本市における農業・農村の健全な発展に向けた施策の更なる充実を図るものとする。

## 2 基本構想の性格と役割

基本構想では、認定農業者、認定新規就農者、その他の新規就農者及び農業法人等を本市農業の相当部分を担う経営体として確保・育成を図るための推進指標とし、地域別に目標とする農業経営の姿を明確にするとともに、農地中間管理事業の活用により、これら経営体への農地の利用集積を促進し、本市農業の経営基盤の強化を促進する。

なお、山梨県の基本方針は、本市の基本構想策定の指針とするものとし、その計画期間は、令和5年度からの今後10年間とする。

## 第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

### 1 農業生産の方向

本市は、山梨県の西部に位置する「八田村、白根町、芦安村、若草町、楡形町、甲西町」の4町2村が、平成15年4月1日に合併し、南アルプス市となった地域である。

本地域の西部には、南アルプスがそびえ、南アルプス国立公園、県立南アルプス巨摩自然公園などに指定され、雄大な景観と豊かな自然に恵まれている。本地域の東部は、御勅使川扇状地と釜無川右岸に広がる比較的平坦な地域である。

北緯35度、東経138度で、甲府市から約15kmの位置にあり、東京都心からは約100km圏内という好立地である。

気候的には、年間平均気温14℃、年間降雨量1,050～1,500mmで寒暖の差が激しい典型的な内陸性気候であり、また、大部分の果樹栽培における南限・北限に位置することから、四季折々の果実が栽培できる「果樹王国やまなし」の一翼を担っている。

農業形態は、盆地特有の立地及び気候条件を活かした果樹や施設野菜等収益性の高い労働集約型に変化してきている。

このような農業生産展開の基礎となる優良農地の確保を図るため、農地の貸借、それに伴う労働力の確保などを推進し、農業振興地域整備計画に即し、秩序ある土地利用と農業生産力の向上に努めるものとする。

### 2 農業構造の現状

本市の農業構造は、兼業化が進み、農業従事者は高齢化の進行による労働力不足や担い手不足、農産物価格の低迷等により、荒廃農地や管理不十分な農地が増加傾向にある。また、農地の資産的保有傾向が強く、安定兼業農家から規模拡大志向農家への農地の流動化は進展をみないまま推移してきた。

しかしながら、兼業農家の高齢化により今後は、世代交代等を機に急速に農地の流動化が進む可能性が高まっている。

一方、農業就業人口の高齢化及び減少に伴って、農業後継者に継承されない又は認定農業者に集積されない農地について、一部遊休農地となっており、近年増加傾向にあることから、これを放置すれば認定農業者の規模拡大が遅れるばかりでなく、周辺農地の耕作にも大きな支障を及ぼすおそれがある。

### 3 魅力ある農業経営の目標

南アルプス市は、このような農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来（概ね10年後）の農業経営の目標を示し効率的かつ安定的な農業経営を育成することとする。

具体的な経営の指標は、本市及び周辺市町において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展をめざし農業を主業とする農業者が、地域における「他産業従事者並」の生涯所得に相当する「年間農業所得、年間労働時間」の水準

を実現できるものとし、また、これらの経営が本市の農業生産の相当部分を担う農業構造を確立することを目標とする。

効率的かつ安定的な経営の目標（主たる従事者1人あたり）

区 分	目 標
年間総労働時間	1, 8 0 0時間
年間農業所得	5 0 0万円

#### 4 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成に関する目標

##### (1) 新規就農の現状

本市の令和4年度の新規就農者は10人であり、ここ数年ほぼ横ばいの状況となっているが、従来からの基幹作物であるモモ、スモモ、ブドウ、オウトウの産地としての生産量の維持・拡大を図っていくため、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

##### (2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

(1)に掲げる状況を踏まえ、本市は青年層に農業を職業として選択してもらえよう、将来（経営開始から5年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成を図っていくものとする。

新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標については、本市及びその周辺市町の他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間（主たる従事者1人あたり1, 800時間程度）の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得（3で示す効率的かつ安定的な農業経営の目標の概ね5割程度、年間農業所得250万円程度）を目標とする。

##### (3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた本市の取組

上記に掲げるような新たに農業経営を営もうとする青年等を確保・育成していくためには、就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細かに支援してることが重要である。そのため、就農希望者に対して、農地については農業委員会や農地中間管理機構による紹介、技術・経営面については農業経営・就農支援センターと連携し、総合農業技術センター、果樹試験場、中北地域普及センターや南アルプス市農業協同組合等が重点的な指導を行う等、地域の総力をあげて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。

#### 5 施策の展開方向

本市は、将来の南アルプス市農業を担う若い農業経営者の意向その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業に関係する団体が地域の農業の振興を図るためにする自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すに当たってこれを支援する農業経営基盤強化促進事業やその他の

措置を総合的に実施する。

まず、本市は、南アルプス市農業協同組合、南アルプス市農業委員会、県関係機関(中北地域普及センター等)が十分なる相互の連携の下で濃密な指導を行うため、南アルプス市地域担い手育成総合支援協議会を設置し、集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするため徹底した話し合いを促進する。更に、望ましい経営を目指す農業者や、その集団及びこれら周辺農家に対して上記の南アルプス市地域担い手育成総合支援協議会が主体となって経営診断、経営改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性を持って自らの地域の農業の将来方向について選択判断を行うこと等により、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。

次に、農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、農業委員などによる掘り起こし活動を強化して、農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結びつけて農地中間管理事業の推進等を進める。これらの農地の流動化に関しては、土地利用調整を全市的に展開して集団化・連担化した条件で担い手に農用地が利用集積されるよう努め、さらに地域に適応した新技術の開発、ブランド価値やマーケットニーズに合ったオリジナル優良品種の開発、スマート農業やデータ農業の推進等についても検討する。

また、水田農業等土地利用型農業が主である集落で、効率的かつ安定的な農業経営の育成及びこれらの経営への農用地の利用集積が遅れている集落の全てにおいて、地域での話し合いと合意形成を促進するため、農用地利用改善団体の設立を促進する。また、地域での話し合いを進めるに当たっては、法第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた個別経営体又は組織経営体(以下「認定農業者」という。)の経営改善に資するよう団体の構成員間の役割分担を明確化しつつ、認定農業者の育成、集落営農の組織化・法人化等地域の实情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性を具体的に明らかにするよう指導を行う。特に、認定農業者等担い手の不足が見込まれる地域においては、特定農業法人制度及び特定農業団体制度の普及啓発に努め、集落を単位とした集落営農の組織化・法人化を促進するため、農用地利用改善団体の設立とともに、特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

さらに、このような農地貸借による経営規模拡大と併せて、農作業受託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、南アルプス市農業協同組合と連携を密にして、農地貸借の促進と農作業受委託の促進が一体となって、意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努める。また、併せて集約的な経営展開を助長するため、中北地域普及センターの指導の下に、既存施設園芸の作型、品種の改善による高収益や新規作目の導入を推進し、さらに持続性の高い農業生産を行うため、耕種農家と畜産農家の連携強化、堆肥施設の設置、環境保全型農業の推進、GAP(農業生産工程管理)の取り組み支援、4パーミル・イニシアチブの取り組みの推進、アニマルウェルフェアの推進についても検討する。

また、農産物の流通・加工・販売・ブランディングを促進していくため、集出荷施

設整備、予冷・保冷施設整備、統一的出荷体制の整備、6次産業化の推進、販路拡大の支援、輸出の促進、高付加価値化やブランド価値向上等についても検討する。

生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置づけを占めるものであると同時に、農業法人等の組織経営体への経営発展母体として重要な位置づけを持っており、オペレーターの育成、受委託の促進等を図ることにより地域及び営農の実態等に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態への誘導を図る。

中山間地域においては、農地の一体的管理を行う主体として当面集落を単位とした生産組織の育成を図り、当該組織全体の協業化・法人化を進めて特定農業法人又は特定農業団体の設立を図る。

さらに、市内の農業生産の重要な担い手である女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請の推進や集落営農の組織化・法人化に当たっての話し合いの場に女性の参加を呼びかける等、女性農業者の積極的な地域農業への参加・協力を促進する。

なお、効率的かつ安定的な農業経営と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家との間で補助労働力の提供等による役割分担を明確化しつつ、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結びつくよう、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者のみならず、その他サラリーマン農家等にも本法その他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めていくこととする。

特に、法第12条の農業経営改善計画の認定制度については、本制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置づけ、農業委員会の支援による農用地利用のこれら認定農業者への集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、南アルプス市が主体となって、関係機関、関係団体にも協力を求めつつ制度の積極的活用を図るものとする。

さらに、地域の面的な広がりを対象とした事業の実施に当たっても当該実施地区において経営を展開している認定農業者にも十分配慮し、事業の実施がこのような農業者の経営発展に資するよう、事業計画の策定等において経営体育成の観点から十分な検討を行う。

## **第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標**

第1の3に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に本市及び周辺市町で展開している優良事例を踏まえつつ、本市における主要な営農類型についてこれを示すと別添1のとおりである。

### **第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標**

第2農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標で示した別添1の5割程度とする。

### 第3 第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

#### 1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

南アルプス市は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定確保を図るため、農業従事の態様等の改善、家族経営協定締結による就業制、休日制、ヘルパー制度の導入、高齢者及び非農家等の労働力や繁忙期の異なる産地間の労働力の活用等に取り組む。

#### 2 市が主体的に行う取組

##### (1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

###### ア 受入環境の整備

農業経営・就農支援センター山梨県就農支援センターや中北地域普及センター、南アルプス市農業協同組合等と連携しながら、就農相談会を定期的を開催し、就農希望者に対し、市内での就農に向けた情報（研修、空き家に関する情報等）の提供を行う。また、市内の農業法人や先進農家等と連携して、高校や大学等からの研修やインターンシップの受入れを行う。

###### イ 中長期的な取組

生徒・学生が農業に興味関心を持ち、農業が将来の進路の選択肢の一つとなるよう教育機関や教育委員会と連携しながら、各段階の取り組みを実施する。具体的には、生産者との交流の場を設けるなど、農業体験ができる仕組みをつくることで、農業に関する知見を広められるようにする。

##### (2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組

###### ア 農業者に関する情報の共有と一貫した指導支援

南アルプス市が主体となって山梨県立農林大学校や中北地域普及センター、農業委員、指導農業士、南アルプス市農業協同組合等と連携・協力して「営農指導カルテ」を作成し、研修や営農指導の時期・内容等の就農前後のフォローアップの状況等を記入・共有しながら、巡回指導の他、年に1回は面接を行うことにより、当該青年等の営農状況を把握し、支援を効率的かつ適切に行うことができる仕組みをつくる。

###### イ 就農初期段階の地域全体でのサポート

新規就農者が地域内で孤立することのないよう、地域計画の作成・見直しの

話し合いを通じ、地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化する。そのために南アルプス市が中心となり新規就農者、認定農業者との交流の機会を設ける。また、商工会や南アルプス市農業協同組合とも連携して、直売所等への出荷のためのアドバイスをを行う等して、生産物の販路の確保を支援する。

#### ウ 経営力の向上に向けた支援

アに掲げる「営農指導カルテ」を活用した指導に限らず、南アルプス市農業協同組合等が運営する直売施設への出荷の促進など、積極的な研修等の機会の提供等により、きめ細やかな支援を実施する。

#### エ 青年等就農計画作成の促進及び指導と農業経営改善計画作成への誘導

青年等が就農する地域の地域計画との整合に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、経営開始資金や青年等就農資金、強い農業・担い手づくり総合支援交付金等の国の支援策や県の新規就農関連事業を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

### 3 関係機関との連携・役割分担の考え方

就農に向けた情報提供及び就農相談については農業経営・就農支援センター、技術や経営ノウハウについての習得については山梨県立農林大学校等、就農後の営農指導等フォローアップについては中北地域普及センター、JA組織、南アルプス市認定農業者や指導農業士等、農地の確保については農業委員会、農地中間管理機構等、各組織が役割を分担しながら各種取り組みを進める。

### 4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

本市は、農業協同組合と連携して、区域内における作付け品目毎の就農受入体制、研修内容、就農後の農業経営・収入・生活のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を収集・整理し、県及び農業経営・就農支援センターへ情報提供する。

また、農業を担う者の確保のため、農業協同組合等の関係機関と連携して、経営の移譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するよう努め、市の区域内において後継者がいない場合は、県及び農業経営・就農支援センター等の関係機関へ情報提供する。さらに、新たに農業経営を開始しようとする者が円滑に移譲を受けられるよう農業経営・就農支援センター、県農地中間管理機構、市農業委員会等の関係機関と連携して、円滑な継承に向けて必要なサポートを行う。

## 第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

### 1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積及び面的集積に

関する目標を将来の地域における農用地の利用に占めるシェアの目標として示すと、概ね次に掲げる程度である。

○効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標

効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標	備 考
46%	

○効率的かつ安定的な農業経営の面的集積についての目標

効率的かつ安定的な農業経営における経営農地の面的集積の割合が高まるように努めるものとする。

- (注) 1 この目標は、個別経営体、組織経営体(大規模法人、参入企業)の地域における農用地利用(基幹的農作業(水稻については耕起、代かき、田植え、収穫、その他の作目については耕起、播種、収穫及びこれらに準ずる作業)を3作業以上実施している農作業受託の面積を含む。)面積のシェアの目標である。
- 2 目標年次は、令和14年度とする。
- 3 山梨県では、担い手への集積面積の割合を令和14年度までに66%に引き上げる方針が示されたことを鑑み、本市では、令和4年度の耕作面積2,500haに占める担い手への集積面積871.31haの割合34.85%を、令和14年度までに46%に引き上げる。

## 2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

農用地の利用の集積に関する目標等を達成するため、南アルプス市地域担い手育成総合支援協議会を活用し、関係機関及び関係団体の緊密な連携の下、地域の農用地の利用集積の対象者(農用地の引受け手)の状況等に応じ、地域の地理的自然的条件、営農類型の特性、農地の保有及び利用状況並びに農業者の意向を踏まえた効率的かつ安定的な農業経営への農地の利用集積の取組を促進する。その際、市は、関係機関及び関係団体とともに、こうした取組が効果的かつ計画的に展開されるよう、地域の農業者をはじめとする関係者の合意の形成を図りつつ、年度ごとに、利用集積の進捗状況等を把握・検証し、必要に応じて改善を図る措置を講ずる。

また、地域の農用地の利用集積を適切かつ効率的に進める観点から、利用集積の対象者同士の協議・調整を行うため、南アルプス市地域担い手育成総合支援協議会の下に利用集積の対象者を構成員とする下部組織(「担い手部会」)を設けることができることとする。

なお、農用地の利用関係の改善を円滑に進める観点から、集落営農の組織化を促進する取組を行う際は、既存の認定農業者等の規模拡大努力の成果に十分配慮するものとする。この場合、両者間で、農用地の利用集積に関して無用の混雑が生じないように、地域における話し合い活動の中で、十分な調整を行うこととする。

地域計画の策定を通じ、地域の合意形成を図りながら、面としてまとまった形での農用地の集約化を進めることにより、団地面積の増加を図るとともに、担い手への農用地の集積を加速する。中山間地域や担い手不足地域では、地域全体で農用地の確保・有効利用を図るため、中小・家族経営など地域社会の維持に重要な役割を果たしている経営体の新規就農促進を図るエリアや有機農業の団地化を図るエリア等の設定を促進する。

## 第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

南アルプス市は、山梨県が策定した「農業経営基盤強化促進基本方針」の第6「農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項」に定められた方向に則しつつ、本市農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、次の農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

### 1 第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

#### (1) 地域計画推進事業に関する事項

地域計画推進事業は、市が地域の農業者等の話し合いの結果を踏まえ、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため、話し合いの対象の農用地等の区域における農業経営基盤の強化の促進に関する計画である地域計画を定め、地域の農業の将来の在り方や目指すべき将来の農用地利用の姿である目標地図を明確化し、その実現に向けて、農地中間管理機構による農地中間管理事業等を通じて農用地の効率的かつ総合的な利用の推進を図るものである。

地域計画は、区域における農業の将来の在り方や農用地の具体的な利用の姿を示すものであることから、協議の場において幅広く関係者の意見が出され、その結果を踏まえ、作成されることが重要である。

地域計画の策定に当たっては、地形や水利等の自然的条件、農産物の生産状況や圃場整備の状況等の経済的条件、自治会や校区等の社会的条件を考慮し、農用地の集約化等に向けた取り組みについて、農地の出し手と受け手の話し合いや合意形成が行いやすく、その取り組みの着実な実現が図られると考えられる区域ごとに協議の場を設けるものとする。

また、協議を円滑に進めるため、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区及び県等の相談・調整の上、役割分担を明確化した推進体制を整備し、区域内の農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標として、担い手ごとに利用する農地を表示した地図（目標地図）を作成する。

協議の場の開催時期については、基幹作物であるモモ、スモモ、ブドウ、オウトウの農繁期を除いて設定することとし、開催に当たっては、農業者、市、農業委員、農地利用最適化推進委員、農業協同組合、土地改良区、県、その他の関係者に参加を求め、協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行う。協議の場の参加者には個別に通知を送付し、開催を

周知する。協議の場の参加者等から協議事項に係る問合せへの対応を行うための窓口を農政課に設置する。農業上の利用が行われる農用地等の区域については、これまで人・農地プランの実質化が行われている区域を基に、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定することとし、その上で、様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、活性化計画を作成し、粗放的な利用等による農用地の保全等を図る。

市は、地域計画の策定に当たって、県・農業委員会・農地中間管理機構・農業協同組合・土地改良区等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を毎年実施する。

農業委員会は、農業委員や農地利用最適化推進委員を協議の場に参加させるとともに、区域内の農用地の保有及び利用の状況や農業者等の意向その他の農用地の効率的かつ総合的な利用に資する情報を勘案し、目標地区の素案を作成する。

## (2) 農地中間管理事業の促進に関する事項

地域計画の達成に向け、農地中間管理機構を担い手への農地集積・集約化を進める中核的な機関として位置付け、県関係機関(中北地域普及センター等)、南アルプス市農業委員会、南アルプス市農業協同組合及び土地改良事業団体連合会等関係機関との連携を密にして機構集積協力金等関係施策の積極的な活用により、意欲的な地域及び農業者の取り組みを支援し、効率的かつ効果的な農地集積を促進する。

## (3) 利用権設定等促進事業に関する事項

利用権設定等促進事業については、農業経営基盤強化促進法の一部改正(令和5年4月施行)により、農地中間管理事業への統合が進められているため、市と農地中間管理機構の業務の円滑な統合に向け調整を進めるとともに、統合までの間、本事業の適切な運用を図る。

## 2 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

### (1) 農用地利用改善事業の実施の促進

南アルプス市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

### (2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域(1～数集落)とするものとする。

### (3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農

用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 農用地利用改善事業の実施区域

ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げる全ての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

① (2)に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱参考様式6-1号の認定申請書を南アルプス市に提出して、農用地利用規程について南アルプス市の認定を受けることが出来る。

② 南アルプス市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。

ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

ウ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。

エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

③ 南アルプス市は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を南アルプス市の掲示板への掲示により公告する。

④ ①から③までの規定は、農用地利用規定の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成する観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営

を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令第11条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。)を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

③ 南アルプス市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。

ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者と特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定にかかる農業経営改善計画とみなす。

#### (7) 農用地利用改善団体の勧奨等

① (5)の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図

るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導、援助

- ① 南アルプス市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。
- ② 南アルプス市は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、県関係機関(中北地域普及センター等)、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構(山梨県農業振興公社)等の指導、助言を求めてきたときは、南アルプス市担い手育成総合支援協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

3 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項等

(1) 農作業の受委託の促進

南アルプス市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

- ① 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託の斡旋の促進
- ② 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成
- ③ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発
- ④ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化
- ⑤ 地域及び作業ごとの事情の応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進
- ⑥ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農地中間管理機構等と連携して調整に努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

## 第6 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

### 附 則

- 1 この基本構想は、平成22年6月11日から施行する。

附 則

- 1 この基本構想は、平成26年9月30日から施行する。

附 則

- 1 この基本構想は、令和3年3月22日から施行する。

附 則

- 1 この基本構想は、令和5年9月20日から施行する。

## 別添 1

1

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の様態等	主たる従事者
ぶどう	60a 【内訳】 ハウス 15a 露地 35a 苗木ほ場 10a	<p>【資本装備】 作業場兼車庫・収納庫 ぶどう棚 スピードスプレアー 乗用草刈機 パイプハウス施設 加温機 軽貨物自動車 等</p> <p>【栽培管理】 導入する品種は、ほ場の立地条件（地形、土壌の種類、日照条件など）や標高、気象などを十分考慮し選定する。 省力技術の導入、作業の機械化により労力の削減を図る。 既存施設・機械類の有効利用を図るとともに、ハウスなど設備投資や大農具導入など大規模な投資に当たっては過剰投資にならないようにする。 施設栽培では、省エネ対策を徹底しコストの低減を図る。</p> <p>【その他】 経営規模の拡大にあたっては可能な限り農用地の集積を図る。 防除履歴の記帳と農薬の安全使用の徹底を図り安心・安全な農作物生産を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・簿記記帳</li> <li>・青色申告の実施</li> <li>・作業管理日誌・防除履歴の記帳</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農繁期の雇用労力の確保</li> <li>・休日制、給料制の導入</li> </ul>	2人

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の様態等	主たる従事者
おうとう ＋ もも	110a  【内訳】 ハウス 20a 雨よけ 20a 露地 60a 苗木ほ場 10a	<p>【資本装備】 作業場兼車庫・収納庫 スピードスプレアー 乗用草刈機 パイプハウス施設(ハウス、雨よけ) 加温機 軽貨物自動車 等</p> <p>【栽培管理】 導入する品種は、ほ場の立地条件(地形、土壌の種類、日照条件など)や標高、気象などを十分考慮し選定する。 省力技術の導入、作業の機械化により労力の削減を図る。 既存施設・機械類の有効利用を図るとともに、ハウスなど設備投資や大農具導入など大規模な投資に当たっては過剰投資にならないようにする。 さくらんぼ観光では、顧客の安定的確保と消費者嗜好にあった品種選定を行う 施設栽培では、省エネ対策を徹底しコストの低減を図る。</p> <p>【その他】 経営規模の拡大にあたっては可能な限り農用地の集積を図る。 防除履歴の記帳と農薬の安全使用の徹底を図り安心・安全な農作物生産を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・簿記記帳</li> <li>・青色申告の実施</li> <li>・作業管理日誌・防除履歴の記帳</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農繁期の雇用労力の確保</li> <li>・休日制、給料制の導入</li> </ul>	2人

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の様態等	主たる従事者
おうとう ＋ ぶどう	105a  【内訳】 雨よけ 20a 露地 75a 苗木ほ場 10a	<p>【資本装備】 作業場兼車庫・収納庫 ぶどう棚 スピードスプレアー 乗用草刈機 パイプハウス施設(雨よけ) 加温機 軽貨物自動車 等</p> <p>【栽培管理】 導入する品種は、ほ場の立地条件(地形、土壌の種類、日照条件など)や標高、気象などを十分考慮し選定する。 省力技術の導入、作業の機械化により労力の削減を図る。 既存施設・機械類の有効利用を図るとともに、ハウスなど設備投資や大農具導入など大規模な投資に当たっては過剰投資にならないようにする。 さくらんぼ観光では、顧客の安定的確保と消費者嗜好にあった品種選定を行う 施設栽培では、省エネ対策を徹底しコストの低減を図る。</p> <p>【その他】 経営規模の拡大にあたっては可能な限り農用地の集積を図る。 防除履歴の記帳と農薬の安全使用の徹底を図り安心・安全な農作物生産を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・簿記記帳</li> <li>・青色申告の実施</li> <li>・作業管理日誌・防除履歴の記帳</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農繁期の雇用労力の確保</li> <li>・休日制、給料制の導入</li> </ul>	2人

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の様態等	主たる従事者
おうとう ＋ すもも ＋ かき	110a  【内訳】 雨よけ 20a 露地 80a 苗木ほ場 10a	<p>【資本装備】 作業場兼車庫・収納庫 スピードスプレアー 乗用草刈機 パイプハウス施設(雨よけ) 軽貨物自動車 乾燥施設(あんぼ柿用) 等</p> <p>【栽培管理】 導入する品種は、ほ場の立地条件(地形、土壌の種類、日照条件など)や標高、気象などを十分考慮し選定する。 省力技術の導入、作業の機械化により労力の削減を図る。 既存施設・機械類の有効利用を図るとともに、ハウスなど設備投資や大農具導入など大規模な投資に当たっては過剰投資にならないようにする。 さくらんぼ観光では、顧客の安定的確保と消費者嗜好にあった品種選定を行う 柿は、あんぼ柿生産とし、乾燥施設の有効利用により安定生産を図る。</p> <p>【その他】 経営規模の拡大にあたっては可能な限り農用地の集積を図る。 防除履歴の記帳と農薬の安全使用の徹底を図り安心・安全な農作物生産を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・簿記記帳</li> <li>・青色申告の実施</li> <li>・作業管理日誌・防除履歴の記帳</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農繁期の雇用労力の確保</li> <li>・休日制、給料制の導入</li> </ul>	2人

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の様態等	主たる従事者
もも + すもも + かき	110a  【内訳】 露地 100a 苗木ほ場 10a	<p>【資本装備】 作業場兼車庫・収納庫 ぶどう棚(すもも用) スピードスプレー 乗用草刈機 乾燥施設(あんぽ柿用) 軽貨物自動車 等</p> <p>【栽培管理】 導入する品種は、ほ場の立地条件(地形、土壌の種類、日照条件など)や標高、気象などを十分考慮し選定する。 省力技術の導入、作業の機械化により労力の削減を図る。  既存施設・機械類の有効利用を図るとともに、設備投資や大農具導入など大規模な投資に当たっては過剰投資にならないようにする。  柿は、あんぽ柿生産とし、乾燥施設の有効利用により安定生産を図る。</p> <p>【その他】 経営規模の拡大にあたっては可能な限り農用地の集積を図る。  防除履歴の記帳と農薬の安全使用の徹底を図り安心・安全な農作物生産を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・簿記記帳</li> <li>・青色申告の実施</li> <li>・作業管理日誌・防除履歴の記帳</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農繁期の雇用労力の確保</li> <li>・休日制、給料制の導入</li> </ul>	2人

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の様態等	主たる従事者
もも + すもも	105a  【内訳】 露地 95a 苗木ほ場 10a	<p>【資本装備】 作業場兼車庫・収納庫 ぶどう棚(すもも用) スピードスプレー 乗用草刈機 軽貨物自動車 等</p> <p>【栽培管理】 導入する品種は、ほ場の立地条件(地形、土壌の種類、日照条件など)や標高、気象などを十分考慮し選定する。  省力技術の導入、作業の機械化により労力の削減を図る。  既存施設・機械類の有効利用を図るとともに、設備投資や大農具導入など大規模な投資に当たっては過剰投資にならないようにする。</p> <p>【その他】 経営規模の拡大にあたっては可能な限り農用地の集積を図る。  防除履歴の記帳と農薬の安全使用の徹底を図り安心・安全な農作物生産を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・簿記記帳</li> <li>・青色申告の実施</li> <li>・作業管理日誌・防除履歴の記帳</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農繁期の雇用労力の確保</li> <li>・休日制、給料制の導入</li> </ul>	2人

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の様態等	主たる従事者
もも + ぶどう	100a  【内訳】 露地 90a 苗木ほ場 10a	<p>【資本装備】 作業場兼車庫・収納庫 ぶどう棚 スピードスプレアー 乗用草刈機 軽貨物自動車 等</p> <p>【栽培管理】 導入する品種は、ほ場の立地条件（地形、土壌の種類、日照条件など）や標高、気象などを十分考慮し選定する。</p> <p>省力技術の導入、作業の機械化により労力の削減を図る。</p> <p>既存施設・機械類の有効利用を図るとともに、設備投資や大農具導入など大規模な投資に当たっては過剰投資にならないようにする。</p> <p>【その他】 経営規模の拡大にあたっては可能な限り農用地の集積を図る。</p> <p>防除履歴の記帳と農薬の安全使用の徹底を図り安心・安全な農作物生産を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・簿記記帳</li> <li>・青色申告の実施</li> <li>・作業管理日誌・防除履歴の記帳</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農繁期の雇用労力の確保</li> <li>・休日制、給料制の導入</li> </ul>	2人

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の様態等	主たる従事者
ぶどう + なし	95a  【内訳】 ハウス 15a 露地 70a 苗木ほ場 10a	<p>【資本装備】 作業場兼車庫・収納庫 ぶどう棚(ぶどう、なし用) スピードスプレー 乗用草刈機 パイプハウス施設 加温機 軽貨物自動車 等</p> <p>【栽培管理】 導入する品種は、ほ場の立地条件(地形、土壌の種類、日照条件など)や標高、気象などを十分考慮し選定する。 省力技術の導入、作業の機械化により労力の削減を図る。 既存施設・機械類の有効利用を図るとともに、ハウスなど設備投資や大農具導入など大規模な投資に当たっては過剰投資にならないようにする。 施設栽培では、省エネ対策を徹底しコストの低減を図る。</p> <p>【その他】 経営規模の拡大にあたっては可能な限り農用地の集積を図る。 防除履歴の記帳と農薬の安全使用の徹底を図り安心・安全な農作物生産を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・簿記記帳</li> <li>・青色申告の実施</li> <li>・作業管理日誌・防除履歴の記帳</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農繁期の雇用労力の確保</li> <li>・休日制、給料制の導入</li> </ul>	2人

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の様態等	主たる従事者
ぶどう ＋ 水稻 ＋ トマト	115a  【内訳】 ハウス 15a 露地 100a	<p>【資本装備】 作業場兼車庫・収納庫 ぶどう棚 スピードスプレアー 加温ハウス施設 養液栽培システム 軽貨物自動車 等</p> <p>【栽培管理】 導入する品種は、ほ場の立地条件（地形、土壌の種類、日照条件など）や標高、気象などを十分考慮し選定する。 省力技術の導入、作業の機械化により労力の削減を図る。 既存施設・機械類の有効利用を図るとともに、ハウスなど設備投資や大農具導入など大規模な投資に当たっては過剰投資にならないようにする。 施設栽培では、省エネ対策を徹底しコストの低減を図る。</p> <p>【その他】 経営規模の拡大にあたっては可能な限り農用地の集積を図る。 防除履歴の記帳と農薬の安全使用の徹底を図り安心・安全な農作物生産を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・簿記記帳</li> <li>・青色申告の実施</li> <li>・作業管理日誌・防除履歴の記帳</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農繁期の雇用労力の確保</li> <li>・休日制、給料制の導入</li> </ul>	2人

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の様態等	主たる従事者
トマト	50a 【内訳】 ハウス 50a	<p>【資本装備】 作業場兼車庫・収納庫 加温ハウス施設 養液栽培システム 軽貨物自動車 等</p> <p>【栽培管理】 省力技術の導入、作業の機械化により労力の削減を図る。 既存施設・機械類の有効利用を図るとともに、ハウスなど設備投資や大農具導入など大規模な投資に当たっては過剰投資にならないようにする。 施設栽培では、省エネ対策を徹底しコストの低減を図る。</p> <p>【その他】 経営規模の拡大にあたっては可能な限り農用地の集積を図る。 防除履歴の記帳と農薬の安全使用の徹底を図り安心・安全な農作物生産を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・簿記記帳</li> <li>・青色申告の実施</li> <li>・作業管理日誌・防除履歴の記帳</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農繁期の雇用 労力の確保</li> <li>・休日制、給料制の導入</li> </ul>	2人

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の様態等	主たる従事者
トマト + きゅうり + 水稻	105a  【内訳】 ハウス 45a 露地 60a	<p>【資本装備】 作業場兼車庫・収納庫 加温ハウス施設 養液栽培システム 軽貨物自動車 等</p> <p>【栽培管理】 省力技術の導入、作業の機械化により労力の削減を図る。 既存施設・機械類の有効利用を図るとともに、ハウスなど設備投資や大農具導入など大規模な投資に当たっては過剰投資にならないようにする。 施設栽培では、省エネ対策を徹底しコストの低減を図る。</p> <p>【その他】 経営規模の拡大にあたっては可能な限り農用地の集積を図る。 防除履歴の記帳と農薬の安全使用の徹底を図り安心・安全な農作物生産を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・簿記記帳</li> <li>・青色申告の実施</li> <li>・作業管理日誌・防除履歴の記帳</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農繁期の雇用労力の確保</li> <li>・休日制、給料制の導入</li> </ul>	2人

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の様態等	主たる従事者
養豚 (一貫)	種雌豚(LW、系統種) 50頭 種雄豚 2頭 肥育豚 350頭	<p>【資本装備】 作業場兼車庫・収納庫 豚舎 糞尿処理施設(堆肥舎を含む) 飼料タンク トラック、運搬車両 ボブキャット 給水施設</p> <p>【飼養管理】 飼養管理、衛生管理の徹底により産子数と育成率の向上と事故率の低下を図る。 省エネ対策とコスト低減対策の徹底を図る。</p> <p>【その他】 糞尿等の家畜排泄物の処理を徹底するとともに、周囲環境に配慮した経営を行う。 既存施設・機械類の有効利用を図るとともに、設備投資や大農具導入など大規模な投資に当たっては過剰投資にならないようにする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・簿記記帳</li> <li>・青色申告の実施</li> <li>・作業管理日誌の記帳</li> <li>・適正な資金管理の徹底</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農繁期の雇用労力の確保</li> <li>・休日制、給料制の導入</li> </ul>	1経営体

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の様態等	主たる従事者
肉用牛 黒毛和種 繁殖一貫 経営	繁殖和牛 30頭 出荷月齢 29ヶ月	<p>【資本装備】 作業場兼車庫・収納庫 牛舎 トラクター 糞尿処理施設（堆肥舎を含む） 飼料タンク トラック、運搬車両</p> <p>【飼養管理】 飼養管理の徹底により枝肉歩留まりの向上と肥育期間の短縮を図る。 省エネ対策とコスト低減対策の徹底を図る。</p> <p>【その他】 糞尿等の家畜排泄物の処理を徹底するとともに、周囲環境に配慮した経営を行う。 既存施設・機械類の有効利用を図るとともに、設備投資や大農具導入など大規模な投資に当たっては過剰投資にならないようにする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・簿記記帳</li> <li>・青色申告の実施</li> <li>・作業管理日誌の記帳</li> <li>・適正な資金管理の徹底</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農繁期の雇用労力の確保</li> <li>・休日制、給料制の導入</li> </ul>	1経営体

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の様態等	主たる従事者
水稲 (作業受委託) + 水稲 (自作) + トマト	525a 【内訳】 露地 500a 施設 25a	<p>【資本装備】            作業場兼車庫・収納庫            加温ハウス施設            養液栽培システム            軽貨物自動車            トラクター            田植機            コンバイン            乾燥機、籾摺機 等</p> <p>【栽培管理、受委託管理】</p> <p>水稲の作業受委託にあたっては、地域の作付け状況と需要を的確に把握し、機械の有効利用できる効率的な作業ができるようにする。</p> <p>既存施設・機械類の有効利用を図るとともに、ハウスなど設備投資や大農具導入など大規模な投資に当たっては過剰投資にならないようにする。            施設栽培では、省エネ対策を徹底しコストの低減を図る。</p> <p>【その他】            経営規模の拡大にあたっては可能な限り農用地の集積を図る。</p> <p>防除履歴の記帳と農薬の安全使用の徹底を図り安心・安全な農作物生産を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複式簿記</li> <li>・経営管理能力の向上</li> <li>・適正な資金管理の徹底</li> <li>・労務管理の徹底</li> <li>・農作業事故の防止</li> <li>・防除履歴の記帳</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・優良な雇用労力の確保</li> <li>・部門管理者の育成</li> </ul>	2人

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の様態等	主たる従事者
花き (シクラメン 他)	80a 【内訳】 ハウス 80a	<p>【資本装備】 作業場兼車庫・収納庫 鉄骨ハウス施設 底面かん水システム 加温機 軽貨物自動車 等</p> <p>【栽培管理】 省力技術の導入、作業の効率化により労力の削減を図る。 既存施設・機械類の有効利用を図るとともに、ハウスなど設備投資や大農具導入など大規模な投資に当たっては過剰投資にならないように施設栽培では、省エネ対策を徹底しコストの低減を図る。</p> <p>【その他】 経営規模の拡大(生産量の増加)に見合った安定的な販路の拡大・確保する。  計画的な経営規模の拡大につとめるとともに、経営規模の拡大にあたっては可能な限り農用地の集積を図る。 周年を通じた優良な雇用を確保する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複式簿記</li> <li>・経営管理能力の向上</li> <li>・適正な資金管理の徹底</li> <li>・労務管理の徹底</li> <li>・農作業事故の防止</li> <li>・栽培、経営リスク管理の徹底</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・優良な雇用労力の確保</li> <li>・部門管理者の育成</li> </ul>	2人

### 1 ぶどう

作目、品種、作型		経営規模(a)	粗生産額(円)	10a当たり		経営費(円)	農業所得(円)	総労働時間
				収量(kg)	単価(円)			
ハウス	ぶどう シャインマスカット普通加温	15	12,246,750	1,500	5,443	5,122,563	7,124,187	911
露地	ぶどう 種なし巨峰	10	1,287,000	1,500	858	643,587	643,413	327
	ぶどう 種なしピオーネ	10	1,465,500	1,500	977	683,353	782,147	371
	ぶどう シャインマスカット	10	2,415,000	1,500	1,610	823,982	1,591,018	361
	ぶどう クイーンニーナ	5	804,600	1,800	894	367,480	437,121	227
	苗木養成ほ場	10	0	0	0	181,797	(181,797)	0
合 計		60	18,218,850			7,822,762	10,396,089	2,196

### 2 おうとう+もも

作目、品種、作型		経営規模(a)	粗生産額(円)	10a当たり		経営費(円)	農業所得(円)	総労働時間
				収量(kg)	単価(円)			
ハウス	おうとう 高砂	20	6,485,600	400	8,107	5,747,588	738,012	1,862
雨よけ	おうとう 佐藤錦(観光)	20	4,196,800	800	2,623	2,419,018	1,777,782	1,244
露地	もも 夢みずき	20	4,385,000	2,500	877	1,958,048	2,426,952	840
	もも 白鳳	20	4,326,000	3,000	721	1,977,368	2,348,632	840
	もも アルプス美人	20	4,260,000	3,000	710	1,964,622	2,295,378	826
	苗木養成ほ場	10	0	0	0	193,373	(193,373)	0
合 計		110	23,653,400			14,260,017	9,393,383	5,612

### 3 おうとう+ぶどう

作目、品種、作型		経営規模(a)	粗生産額(円)	10a当たり		経営費(円)	農業所得(円)	総労働時間
				収量(kg)	単価(円)			
雨よけ	おうとう 佐藤錦(観光)	20	4,196,800	800	2,623	2,419,018	1,777,782	1,244
露地	ぶどう 種なし巨峰	20	2,574,000	1,500	858	1,287,174	1,286,826	654
	ぶどう 種なしピオーネ	15	2,198,250	1,500	977	1,025,030	1,173,221	557
	ぶどう シャインマスカット	30	7,245,000	1,500	1,610	2,471,946	4,773,054	1,083
	ぶどう クイーンニーナ	10	1,609,200	1,800	894	734,959	874,241	453
	苗木養成ほ場	10	0	0	0	181,797	(181,797)	0
合 計		105	17,823,250			8,119,924	9,703,327	3,991

4 おうとう+すもも+かき

作目、品種、作型		経営規模(a)	粗生産額(円)	10a当たり		経営費(円)	農業所得(円)	総労働時間
				収量(kg)	単価(円)			
雨よけ	おうとう 佐藤錦(観光)	20	4,196,800	800	2,623	2,419,018	1,777,782	1,244
露地	すもも サマーエンジェル、サマービュート	20	2,850,000	2,500	570	1,256,670	1,593,330	628
	すもも 貴陽	20	3,995,000	2,500	799	1,588,408	2,406,592	694
	すもも 太陽	20	3,000,000	2,500	600	1,254,604	1,745,396	560
	かき 大和百目他(あんぼ加工)	20	3,020,500	875	1,726	1,419,394	1,601,106	696
	苗木養成ほ場	10	0	0	0	193,373	(193,373)	0
合 計		110	17,062,300			8,131,467	8,930,833	3,822

5 もも+すもも+かき

作目、品種、作型		経営規模(a)	粗生産額(円)	10a当たり		経営費(円)	農業所得(円)	総労働時間
				収量(kg)	単価(円)			
露地	もも 夢みずき	20	4,385,000	2,500	877	1,958,048	2,426,952	840
	もも 白鳳	10	2,163,000	3,000	721	988,684	1,174,316	420
	もも アルプス美人	10	2,130,000	3,000	710	982,311	1,147,689	413
	すもも サマーエンジェル、サマービュート	15	2,137,500	2,500	570	942,503	1,194,998	471
	すもも 貴陽	15	2,996,250	2,500	799	1,191,306	1,804,944	521
	すもも 太陽	15	2,250,000	2,500	600	940,953	1,309,047	420
	かき 大和百目他(あんぼ加工)	15	2,265,375	875	1,726	1,064,546	1,200,830	522
	苗木養成ほ場	10	0	0	0	193,373	(193,373)	0
合 計		110	18,327,125			8,261,723	10,065,402	3,607

6 もも+すもも

作目、品種、作型		経営規模(a)	粗生産額(円)	10a当たり		経営費(円)	農業所得(円)	総労働時間
				収量(kg)	単価(円)			
露地	もも 夢みずき	20	4,385,000	2,500	877	1,958,048	2,426,952	840
	もも 白鳳	15	3,244,500	3,000	721	1,483,026	1,761,474	630
	もも アルプス美人	15	3,195,000	3,000	710	1,473,467	1,721,534	620
	すもも サマーエンジェル、サマービュート	15	2,137,500	2,500	570	942,503	1,194,998	471
	すもも 貴陽	15	2,996,250	2,500	799	1,191,306	1,804,944	521
	すもも 太陽	15	2,250,000	2,500	600	940,953	1,309,047	420
	苗木養成ほ場	10	0	0	0	193,373	(193,373)	0
合 計		105	18,208,250			8,182,675	10,025,575	3,501

7 もも+ぶどう

作目、品種、作型		経営規模(a)	粗生産額(円)	10a当たり		経営費(円)	農業所得(円)	総労働時間
				収量(kg)	単価(円)			
露地	もも 夢みずき	10	2,192,500	2,500	877	979,024	1,213,476	420
	もも 白鳳	20	4,326,000	3,000	721	1,977,368	2,348,632	840
	もも アルプス美人	10	2,130,000	3,000	710	982,311	1,147,689	413
	ぶどう 種なし巨峰	10	1,287,000	1,500	858	643,587	643,413	327
	ぶどう 種なしピオーネ	10	1,465,500	1,500	977	683,353	782,147	371
	ぶどう シャインマスカット	20	4,830,000	1,500	1,610	1,647,964	3,182,036	722
	ぶどう クイーンニーナ	10	1,609,200	1,800	894	734,959	874,241	453
	苗木養成ほ場	10	0	0	0	187,585	(187,585)	0
合 計		100	17,840,200			7,836,151	10,004,049	3,546

8 ぶどう+なし

作目、品種、作型		経営規模(a)	粗生産額(円)	10a当たり		経営費(円)	農業所得(円)	総労働時間
				収量(kg)	単価(円)			
ハウス	ぶどう 種なしピオーネ普通加温	15	8,403,000	2,000	2,801	4,710,018	3,692,982	861
露地	ぶどう 種なし巨峰	15	1,930,500	1,500	858	965,381	965,120	491
	ぶどう 種なしピオーネ	15	2,198,250	1,500	977	1,025,030	1,173,221	557
	ぶどう シャインマスカット	20	4,830,000	1,500	1,610	1,647,964	3,182,036	722
	ぶどう クイーンニーナ	10	1,609,200	1,800	894	734,959	874,241	453
	なし 幸水	10	1,371,000	3,000	457	789,447	581,553	309
	苗木養成ほ場	10	0	0	0	181,797	(181,797)	0
合 計		95	20,341,950			10,054,595	10,287,355	3,392

9 ぶどう+水稻+トマト

作目、品種、作型		経営規模(a)	粗生産額(円)	10a当たり		経営費(円)	農業所得(円)	総労働時間
				収量(kg)	単価(円)			
露地	ぶどう 種なし巨峰	20	2,574,000	1,500	858	1,287,174	1,286,826	654
	ぶどう 種なしピオーネ	10	1,465,500	1,500	977	683,353	782,147	371
	ぶどう シャインマスカット	20	4,830,000	1,500	1,610	1,647,964	3,182,036	722
	ぶどう クイーンニーナ	10	1,609,200	1,800	894	734,959	874,241	453
ハウス	トマト(半促成・養液)	15	4,602,750	9,500	323	4,033,380	569,370	1,247
	トマト(抑制・養液)	15	5,436,000	8,000	453	3,396,363	2,039,637	978
水稻		40	501,600	550	228	482,356	19,244	132
合 計		130	21,019,050			12,265,549	8,753,501	4,557
			実面積115					

10 トマト

作目、品種、作型		経営規模(a)	粗生産額(円)	10a当たり		経営費(円)	農業所得(円)	総労働時間
				収量(kg)	単価(円)			
ハウス	トマト(半促成・養液)	50	15,342,500	9,500	323	13,444,600	1,897,900	4,155
	トマト(抑制・養液)	50	18,120,000	8,000	453	11,321,210	6,798,790	3,260
合 計		100	33,462,500			24,765,810	8,696,690	7,415
			実面積50					

11 トマト+きゅうり+水稻

作目、品種、作型		経営規模(a)	粗生産額(円)	10a当たり		経営費(円)	農業所得(円)	総労働時間
				収量(kg)	単価(円)			
ハウス	トマト(抑制・養液)	45	16,308,000	8,000	453	10,189,089	6,118,911	2,934
	きゅうり(半促成)	45	12,195,000	10,000	271	10,033,938	2,161,062	4,950
水稻		60	752,400	550	228	723,534	28,866	198
合計		150	28,503,000			20,223,027	8,279,973	7,884
			実面積105					

12 養豚(一貫経営)

作目、品種、作型		飼養規模(頭)	粗生産額	1頭当たり		経営費(円)	農業所得(円)	総労働時間
				生産量(kg)	単価(円)			
種雌豚(LW、系統種)		50	45,370,180	1,532	592	38,524,250	6,845,930	1,700
合計			45,370,180			38,524,250	6,845,930	1,700

13 肉用牛(一貫経営)

繁殖用

作目、品種、作型		飼養規模(頭)	粗生産額(円)	1頭当たり		経営費(円)	農業所得(円)	総労働時間
				生産量(kg)	単価(円)			
黒毛和種		30	37,434,480	488	2,557	32,210,910	5,223,570	1,380
合計			37,434,480			32,210,910	5,223,570	1,380

14 水稲(作業受委託)+水稲(自作)+トマト

作目、品種、作型	受託規模または経営規模(a)	粗生産額(円)	10a当たり		経営費(円)	農業所得(円)	総労働時間
			収量(kg)	単価(円)			
水稲(作業受委託)	1,000	13,425,700	-	-	8,296,200	5,129,500	2,400
水稲(自作)	500	6,270,000	550	228	6,029,450	240,550	1,650
ハウス トマト(半促成・養液)	25	7,671,250	9,500	323	6,722,300	948,950	2,078
ハウス トマト(抑制・養液)	25	9,060,000	8,000	453	5,660,605	3,399,395	1,630
合計		36,426,950			26,708,555	9,718,395	7,758
	受委託面積	1,000					
	自作実面積	525					

15 花き

作目、品種、作型	経営規模(a)	粗生産額(円)	10a当たり		経営費(円)	農業所得(円)	総労働時間
			収量(kg)	単価(円)			
ハウス シクラメン	40	26,400,000	8,000	825	20,686,468	5,713,532	7,064
ハウス ミニシクラメン	40	14,700,000	10,500	350	13,468,148	1,231,852	4,436
ハウス ニューギニアインパチェンス	80	20,800,000	8,000	325	19,504,496	1,295,504	3,816
合計	160	61,900,000			53,659,112	8,240,888	15,316
	実面積80						